TNY India Newsletter

2026/11/15
No.37

CONTENTS

1　はじめに
2　インド特許法①
3　2026年10月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（10月1日～10月31日）
4　編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、インド特許法についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、info@tnygroup.bizまでご連絡頂けますと幸いです。

インド特許法①

1　概要

1970年特許法(the Patents Act, 1970、以下「本法」という)は、インドにおける発明の特許出願、特許の付与や保護、特許権の行使等について定める法律です。本法は1970年に制定され、その後、複数回の改正を経て現在に至っています。

本法は、特許の対象となる発明の要件、特許出願から審査・登録に至る手続、特許権の存続期間及び権利の内容、特許権の侵害に対する救済措置、強制実施権の制度、並びに特許に関する異議申立て等について包括的に規定しており、インドにおける発明の保護及び特許制度の基本法として機能しています。

2　主な定義

本法は、特許に関する用語について、主に以下の通り定義しています。

・発明(invention)(本法2条(1)(j))：新規性を有し、進歩性を伴い、かつ産業上利用可能な新しい製品又は方法。
・進歩性(inventive step)(本法2条(1)(ja))：既存の知識と比較して技術的進歩又は経済的重要性（若しくはその両方）を有し、当該技術分野の通常の知識を有する者にとって自明でない発明の特徴。
・新規の発明(new invention)(本法2条(1)(l))：完全な明細書(Complete Specification)を伴う特許出願の提出日前に、世界のいずれの国においても文書による公開又は使用によって先取りされておらず、公知の技術水準を構成しない発明又は技術。
・特許(patent)(本法2条(1)(m))：本法に基づき付与された発明に関する特許。
・特許権者(patentee)(本法2条(1)(p))：特許の付与を受けた者又は特許の所有者として、現に特許登録簿に登録されている者。
・専用実施権(exclusive licence)(本法2条(1)(f))：特許権者を含む他のすべての者を排除して、実施権者等に特許発明に関する一定の権利を認めるライセンス。

3　特許登録の要件

⑴ 登録の要件

特許登録の要件は以下のとおりです(本法2条⑴(j)、(ja)、(ac))。

①新規のものであること(新規性)

②産業において製造又は使用できるものであること(産業上の利用可能性)

③既存の知識に対する技術的進歩又は経済的意義を有し、当該技術分野の当業者にとって自明でないこと(進歩性)

なお、特許出願は、発明の真の最初の発明者であると主張する者、当該者から出願の権利を譲り受けた譲受人、又は特許登録出願を行う資格を有していた故人の法定代理人によって行うことができます(本法6条)。

⑵ 発明にあたらないもの

本法3条は、本法上の発明にあたらないものとして以下のものを列挙しています。これらの発明については、特許を受けることができません。

①軽微な発明、又は周知の確立された自然法則に反する発明。

②主たる用途、意図された用途、商業的利用が公序良俗に反している、又は人や動植物の生命・健康・環境に重大な損害を与える発明。

③単なる科学的原理の発見、抽象理論の定式化又は自然界に存在する生物もしくは無生物の発見。

④既知の物質の新たな形態の単なる発見であって、その物質の既知の効能の向上をもたらさないもの、既知の物質の新たな特性もしくは新たな用途の単なる発見、又は既知の方法、機械もしくは装置の単なる使用。ただし、当該既知の方法が新たな製品をもたらす場合、又は少なくとも１つの新たな反応物質を使用する場合は除く。

⑤単なる混合によって得られた物質であって、その成分の性質が集合したにすぎないもの、又はそのような物質を製造する方法。

⑥既知の装置を単に配置、再配置、又は複製したもので、それぞれが既知の方法で互いに独立して機能するもの。

⑦農業又は園芸の方法。

⑧人間の医薬的、外科的、治療的、予防的、診断的、治癒的その他の処置を行う方法、又は動物を病気から解放し、経済的価値もしくはその生産物の経済的価値を高めるための同様の処置を行う方法。

⑨微生物を除く植物及び動物の全体又はその一部であって、種子、品種及び種並びに植物及び動物の生産又は繁殖のための本質的に生物学的な方法。

⑩数学的又はビジネス的方法、コンピュータプログラムそのもの、又はアルゴリズム。

⑪文学作品、演劇作品、音楽作品、美術作品、又は映画作品及びテレビ番組を含むその他のあらゆる美的創作物。

⑫単なる計画、規則、精神的行為を行う方法、又はゲームをする方法。

⑬情報の提示。

⑭集積回路の回路配置。

⑮事実上、伝統的知識である発明、又は伝統的に知られている構成要素の既知の特性の集合若しくは複製である発明。

4　特許出願の種類

⑴ 仮出願(Provisional Application)

仮出願は、特許発明が試験段階又は実験段階にあるときに、発明の早期登録日を取得するためにインド特許庁に提出される仮の出願をいいます。仮出願では、発明に関する完全な明細書ではなくより簡単な仮明細書を提出します。ただし、仮出願は、12か月以内に完全な明細書によって裏付けられる必要があり、この期間内に完全な明細書が提出されない場合には、出願は放棄されたものとみなされます(本法9条⑴)。

⑵ 通常の出願(Ordinary Application)

通常の出願では、仮出願と異なり始めから完全な明細書を提出して出願します。

⑶ 条約出願(Conventional Application)
特許権等の工業所有権の国際的な保護を定めたパリ条約に基づく優先権を主張するための出願をいいます。
出願人は、パリ条約の締結国内で提出された出願から12か月以内にインドで出願を行う必要があります(本法135条)。
⑷ PCT国際出願(PCT International Application)
PCT国際出願は、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)(以下「PCT条約」という)によって管理され、最大159か国で有効になる国際出願です。この出願は、複数国における出願手続を一元化するものですが、各国で特許権を取得するためには、国内段階移行後に各国の審査を受けることとなります。
出願人は、優先日から31か月以内にインド国内段階の出願を行う必要があります（特許規則(Patents Rules, 2003)20条⑷(i)）。優先日とは、優先権を主張する場合は、その優先権が主張された出願の出願日をいい、複数の優先権を主張する場合は、そのうち最先の出願の出願日をいいます(PCT条約2条(xi)(a)、(b))。優先権を主張しない場合は、国際出願日が優先日となります(同号(c))。
⑸ 追加特許(Patent of Addition)
特許出願人又は特許権者は、特許出願中のものを含む自己の主発明の改良又は変更について、追加特許を出願できます（本法54条⑴)。すでに独立した特許として付与された改良発明についても、特許権者は、請求により、当該特許を取り消した上で追加特許として付与し直すよう求めることができます(同条⑵)。
⑹ 分割出願(Divisional Application)
出願人が複数の発明を創作したと主張する場合、単一の親出願を分割し、それぞれの発明の要件に応じて2つ以上の出願を提出することができます。このように親出願から分割された出願は分割出願と呼ばれます。すべての出願の優先日は、親出願と同じになります(本法16条)。

5　特許出願手続き
特許出願手続きは、通常、出願人が所定の様式による申請書に、仮明細書又は完全な明細書を添えて特許庁に提出することにより行われます。
出願された特許は、原則として出願日又は優先日のいずれか早い日から18か月経過後に公開されます。出願が公開されると、明細書の内容等が公開されます。また、出願は、出願人が放棄又は取り下げない限り公開されることになります(本法11A条)。
出願人は、特許庁による審査を受けるため、出願の審査請求をする必要があります。審査請求は、出願日又は出願の優先日のいずれか早い日から31か月以内に行わなければなりません(特許法施行規則(Patent Rules, 2003(2024年改正後))24Ｂ条)。審査請求が行われ、かつ出願が公開されると、特許庁長官から審査官に関連する書類が回付され、審査が行われます。
審査の結果、特許要件が満たされていると認められた場合、特許が付与され、その旨が公告されます(本法43条)。拒絶理由が指摘された場合には、出願人は、原則として、第一審査報告書(FER：First Examination Report)の発行日から6か月以内に指摘事項を解消する必要があります。この期間は、所定の申請により最長3か月延長することができます。

2026年10月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（10月1日～10月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
November 3	Foreign Exchange Management (Export and Import of Goods and Services) (Second Amendment) Regulations, 2026	Reserve Bank of India

October 23	Reserve Bank of India (Commercial Banks – Forthcoming Instructions) Second Amendment Directions, 2026	Reserve Bank of India
October 23	Reserve Bank of India (Commercial Banks – Prudential Norms on Capital Adequacy) Eleventh Amendment Directions, 2026	Reserve Bank of India
October 19	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Miscellaneous) Second Amendment Directions, 2026	Reserve Bank of India
October 7	Reserve Bank of India (Commercial Banks – Credit Valuation Adjustment Framework) Directions, 2026	Reserve Bank of India
October 10	Uniform implementation of the provisions relating to affixing of mandatory declarations under the Legal Metrology Packaged Commodities Rules, 2011	Department of Consumer Affairs
October 8	Securities and Exchange Board of India (Settlement of Administrative and Civil Proceedings) Regulations, 2026	Securities and Exchange Board of India
October 15	Securities and Exchange Board of India (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015	Securities and Exchange Board of India
October 5	Digital Personal Data Protection (Removal of Difficulties) Order, 2026	Ministry of Electronics and Information Technology
October 26	Central Goods and Services Tax (Amendment) Rules, 2026	Ministry of Finance (Central Board of Indirect Taxes and Customs)

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。
例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい

✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

インドでは、道路沿いや駅の近くなど、さまざまな場所にチャイ（Chai）を売る小さな店があります。チャイは、紅茶の茶葉をミルクや砂糖と一緒に煮出して作る飲み物です。ショウガやカルダモンなどのパイスを加えて作ることもあり、使われるスパイスの種類や組み合わせは、地域や家庭によって異なるほか、その日の気分で変えることもあるそうです。

インドを訪れる機会があれば、ぜひいろいろなお店のチャイを飲み比べてみてはいかがでしょうか。

本稿は、2026年11月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: https://india.tny-legal.com